

食品安全委員会企画専門調査会

第 33 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 2 月 16 日（火） 10:00～11:55

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（1）報告事項

（2）平成 22 年度食品安全委員会運営計画について

（3）その他

4. 出席者

（専門委員）

早川座長、阿南専門委員、今井専門委員、江森専門委員、生出専門委員、酒井専門委員、
迫専門委員、佐々木専門委員、清水専門委員、壺井専門委員、局専門委員、山崎専門委員、
山田専門委員、山根専門委員、渡邊専門委員

（専門参考人）

服部専門参考人

（食品安全委員会委員）

小泉委員長、長尾委員、廣瀬委員、見上委員

（事務局）

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資 料 平成 22 年度食品安全委員会運営計画（素案）

参考資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 22 年 2 月 4 日食品安全委員
会決定）

参考資料 2 平成 21 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について

参考資料 3 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する審議結果についての御意見・情報の募集について

参考資料 4 平成 22 年度食品安全委員会予算案の概要及び機構・定員要求結果の概要について

参考資料 5 食品安全委員会運営計画 新旧対照表

6. 議事内容

◆早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から食品安全委員会企画専門調査会第 33 回会合を開催いたします。

本日は、内田専門委員につきましては何らかのご都合で遅れておられると思いますけれども、17 名の専門委員の方とともに、服部専門参考人が御出席でございまして、河合専門委員及び宗像専門委員が御欠席でございます。

また、食品安全委員会から、担当委員であります長尾委員、それから小泉委員長、見上委員、廣瀬委員にも御出席と伺っております。

まず、事務局から報告事項をお願いいたします。

(1) 報告事項

◆西村総務課長 本日は、来年度の運営計画について御審議をいただくわけでございますが、その前に何点か報告事項がございますので、参考資料に従いまして、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、「参考資料 1」でございますけれども、「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 22 年 2 月 4 日食品安全委員会決定）」というものがございます。

企画専門調査会で御審議いただく事項につきましては、食品安全委員会で決定をして御審議いただくという形になっているわけでございますけれども、現在のものは、昨年 3 月 26 日に決定されたものでございまして、ここに書いてある 1 から 3 について、現在調査審議を求めるということになっております。

それで今般、2 月 4 日の委員会におきまして、「4 平成 22 年度食品安全委員会運営計画についても審議を求めるということで決定されておりますので、本日、これに従いまして、本専門調査会におきまして、来年度の運営計画について御議論いただきたい。こういうものでございます。

「参考資料 2」でございますけれども、これは前回、12 月の企画専門調査会で御議論いただき、

候補を決定いただいた自ら評価の案件候補の取扱いについて、今、どうなっているかという状況の御報告でございます。

これにつきましては、2月4日の食品安全委員会に早川座長名で、この審議結果の報告が行われておりまして、この参考資料2にございますように、アルミニウムとトランス脂肪酸について案件の候補とするという結果につきましては、そこで出ました主な意見とともに委員会に御報告がされております。

これに基づきまして、委員会におきましては、「参考資料3」にございますように、この2件につきまして自ら評価の案件とするべきかどうかということについて、国民の皆様への意見・情報の募集に入っているところでございます。現在、2月4日から3月5日までの1か月間、国民の皆様からの意見・情報の募集、いわゆるパブリック・コメントを行っておりまして、意見をいただいている。こういったことでございます。

今後、パブリック・コメントの期間が終わりましたら、その御意見を取りまとめまして、また親委員会、つまり食品安全委員会の方で御検討いただき、最終的に自ら評価の案件を決定する。こういったような手順になる予定でございます。

「参考資料4」は、来年度の委員会の予算（案）でございます。現在、国会で審議されている予算（案）の食品安全委員会の関係部分でございます。

総額につきましては12億1,800万円ということでございまして、21年度の予算額よりは若干減っているわけですが、21年度につきましては事務所の移転の経費がありましたので、この部分を除きますと若干の減額、5%程度の減というような形になっているところでございます。

主な事項としましては、ここに書いてあるようなものがあるわけですが、この12億円の予算のうち大きなものとして、まず一番下に書いてあります研究事業でございます。これにつきましては前年度より若干の増という形でございます。

裏面でございますけれども、調査事業というものがございます。これにつきましてもほぼ同額でございます。

それから、リスクコミュニケーションの推進ということでいろいろな意見交換会などに要する費用を計上してあるわけですが、これについてはやや減というような形での査定になっております。これは、特に広報経費に関しましては政府全体で整理するというようなこと。それから、とりわけ、国と地方の役割分担ということも踏まえまして、地方で実施できるものは地方でという整理がされたことから、こういった結果になっているところでございます。

国際関係の経費についても、ほぼ前年度と同額となっております。

一番下に、機構・定員要求ということで書いてございますけれども、とりわけ、器具・容器包装

の関係につきまして、ポジティブリスト制度の導入に備えまして準備をするということで2名の増員が認められておりますが、一方、1名の定員削減も行われる予定になっておりますので、差し引き1名の増員というようなことになっているところでございます。

以上、審議に先立ちまして御報告させていただく事項についてお話しさせていただきました。

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしくどうぞお願いいたします。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(2) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画について

◆早川座長 それでは、本日の議題であります「(2) 平成 22 年度食品安全委員会運営計画について」、審議に入りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

◆西村総務課長 本日、御審議いただくものは、右肩に「資料」と書いてあります「平成 22 年度食品安全委員会運営計画（素案）」というものでございます。これにつきましては、食品安全委員会におきまして毎年決定して、これに従って各専門調査会及び事務局、そして、委員会そのものが運営を行っていくという、食品安全委員会の運営に関する基本的なものを決めているものでございます。これにつきまして、本日、御審議をいただきまして、企画専門調査会として食品安全委員会に御報告いただければということで素案を用意したものでございます。

この資料は本文でございますが、昨年との対比で御説明させていただいた方がよろしいかと思っておりますので、「参考資料 5」を使って御説明させていただきます。参考資料 5 は、左右の対照表になっておりまして、右側が平成 21 年度の運営計画、左側が来年度の運営計画という形になっているところでございます。

まず、参考資料 5 の 1 ページを御覧いただきますと、運営の重点事項ということで総論的なことが書いてございます。

1 番は、法令に従ってやりますということ。

2 番につきましては、昨年 3 月に決定いただきました「食品安全委員会の改善に向けて」を着実に進めていくということでございます。

3 番につきましては、平成 22 年度の重点事項ということで整理したもので(1)から(3)とございます。

「(1) 平成 21 年 9 月に新たに設置された消費者庁との関係において、科学に立脚した委員会の役割を明確化するため、

(2) 消費者など国民に対する科学的知見に基づく情報・見解の適時適切な発信に向けて、食品の安全性に関する情報を目的を持って的確に把握し、科学的評価等を迅速かつ正確に実施した上で、評価結果等の消費者など国民全体への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行うことによって」。

そういうことで、科学というものをキーワードに各分野の対応を書いています。

「(3) 科学的知見に基づく『情報収集・整理』『評価』『勧告・広報』の各機能の十全な発揮及び有機的な連携の強化を更に図ることとし」というようなことを重点にしたらどうかということでございます。

2 ページのところは、それに基づきまして具体的に総論をまとめたものでございます。

まず、「① 消費者など国民に対して適時適切な情報発信等を行うため、リスク管理機関からの評価実施要請に基づく食品健康影響評価の実施のほか、必要性・緊急性に応じて、委員長談話の発表、ファクトシート、Q & A 等の作成・公表、リスク管理機関に対する意見、委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下『自ら評価』という。）の実施等の取組の活性化により、食品の安全性に関する科学的情報・見解を更に積極的に国民に提供する」。

そういうことで、従来を取組としまして、リスク管理機関からの評価要請、つまり厚労省、農水省からの諮問に対して答えるということを中心にし過ぎているのではないかといったような批判も一部にあるところでございますので、これまでも、もちろん、行ってきたはいるんですけども、とりわけ、22 年度におきましては諮問案件の評価のほかに、多様なツールを使って情報提供を行っていく。また、自ら評価というものも活性化していくといったようなことを書いているものでございます。

それから、「② 食品健康影響評価について、引き続き『食品安全委員会の改善に向けて』の着実な実施等により迅速化・質の向上を図る。

特に、自ら評価について、消費者など国民のニーズを踏まえて質の高い評価を積極的に進めていくため、

ア 案件設定について、過去の案件決定の審議において評価案件とならなかった案件候補等の活用、情報収集と評価実施の体系的連携等について検討するとともに、

イ 説明の工夫等により、評価結果及びこれに至る過程について消費者など国民の更なる理解を得るよう情報発信する」と書いてございます。

この自ら評価については非常に期待も大きいところでございまして、これまでの件数が必ずしも

多くないのではないか、もっと積極的にやっていくべきではないかというような御意見もあるところでございますので、消費者など国民のニーズを踏まえて、質の高い評価を積極的に進めていくことを書いてございます。とりわけ、必ずしも数の多さだけでなく、質の高い評価が大事ではなかろうかということで書いてあるところでございます。

そして、案件選定のやり方につきましては、本専門調査会でも御議論をいただいているところでございますが、過去からの継続性というものをきちっと考えると、あるいは情報収集を踏まえて、それを評価につなげていくといったことについて、具体的な選定の方法については、また、この専門調査会で今後御議論いただくことになるかと思いますが、そんなことが必要になるのではないかと、ということが従来から出ているところでございますので、そういったことについて書かせていただいております。

また、説明の工夫につきましても、必ずしも自ら評価を積極的にやっているということが世の中に知られていないということもございますので、評価の結果、それから、なぜこの案件を選び、こういう評価をしたのかについても消費者に理解を得るようにしていくといったことが書かれているところでございます。

それから、③で、リスクコミュニケーションにつきましては、様々な手法をこれまでに取っているところでございますけれども「消費者など広く国民に対して、科学的な食品健康影響評価の考え方、プロセス及び結果を分かりやすく伝達することに重点を置く。」ということでございます。

これまでも多彩なリスクコミュニケーションを行っているところでございますが、特にこの科学的な評価の考え方、プロセス及び結果を伝えるということに重点を置いてやっていくというようなことを書いているところでございます。

④につきましては、「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（モニタリング）」について、勧告・意見申出等を行う可能性にも配慮して行う。

なお、勧告・意見申出等については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を行う。」と書いてございます。

食品安全委員会は設立されたときに、いわゆる食の番人ということでリスク管理機関に対して勧告ないし意見申出を行うということが法律上、権限として認められているわけでございますが、いわゆる法律に基づく勧告ないし意見申出ということはこれまで行っておりません。これに対してもっと積極的に行うべきではないかというような意見もあり、具体的にどういった形でやっていくかということについては整理が必要でございますが、積極的にそういったものも配慮していくというようなことを書いているところでございます。

以上が総論でございまして、3 ページ以下は各論を整理してございます。

3 から 4 ページにつきましては、各専門調査会の開催予定というようなことで整理しておりますが、企画専門調査会以下でございます。

4 ページの上に企画専門調査会が書いてございますが、企画専門調査会はほぼ従来どおりでございますが、実施状況の中間報告・調査審議、運営計画の審議を中心として行っているところでございます。

違っている点は、右側の方には 2 つ目のボツに「基本的事項のフォローアップ」というものを書いてございますけれども、食品安全基本法に基づく基本的事項という閣議決定をどういうふうに各省が実施しているかということについてのフォローアップをこれまで行っておりますが、消費者庁ができたことによりまして、この基本的事項についての権限は消費者庁に移管されておりますので、これについては削除されておまして、食品安全委員会が何をやっていくかということに特化した形で修正しているところでございます。

それから、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会についての活動予定を書いてございます。

4 ページの下の方から評価に関する各専門調査会ということでございますが、特に評価の迅速化・質の向上のために運営上留意すべきことということで 3 つほど書いてございます。

「・ 必要に応じて専門調査会の下に、部会やワーキンググループを設置するなど、効率的な調査審議に努める。特に、既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題に対しては、(i) 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて議論する、(ii) 関係する専門調査会を合同で開催する、等の既存の枠組みにとらわれない柔軟な対応を行う。」ということが書いてございます。

それから、5 ページの上の方でございますが、ポジティブリスト制度下におきまして評価案件が非常に増えているということで、明らかに評価が不要な案件、あるいは既に評価した案件などについては、委員会決定でもって効率的に進めるというやり方が決められておりますが、これに基づいて「可能な範囲で調査審議方法を改善し、その効率化を進める。」ということにしているところでございます。

また、新たな会議形式の導入の可能性なども検討したいということでございます。

その下の部分は、昨年とほぼ同様でございます。

6 ページで「第 3 食品健康影響評価の実施」で、「科学に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実施」ということでございますが、具体的にどういった形で進めていくかということでございます。

この中で特に新しいところは②にございますが、企業からの申請に基づきリスク管理機関から要

請を受けて行う評価につきましては、標準処理期間を設けておりまして、本年1月から適用しているところでございます。いわゆるタイムクロック制が導入されておりまして、これを進めていくということでございます。

それから、④にございますが、ポジティブリスト制度につきましては、既に農薬、動物用医薬品などにおいては導入されているところでございますが、新たに、このポジティブリスト導入に向けて器具・容器包装の分野でも制度設計が開始される予定になっておりまして、これにつきましてもリスク管理機関との密接な情報交換を行うとともに、所要の検討を開始するということが書かれているところでございます。

7ページの2番のところは「評価ガイドラインの策定」ということで、既に策定されたものなどを配慮して記述を書き換えているところでございます。

7ページの下のところ、3番の自ら評価の関係でございます。

「① 自ら評価案件の選定」で、「自ら評価案件の選定について優先順位の考え方を整理しつつ、委員会が整理した情報に基づく案件候補に、国民のニーズを踏まえて的確に対応していく観点から食品安全モニターを含め広く募集した案件候補を加えるとともに、調査審議の継続的・体系的な実施の観点から過去の調査審議において科学的知見の不足等を理由に評価案件とされなかった案件候補や調査研究事業等により情報を収集している案件候補を加えること等を含めた検討を行う。」と書いてございます。

今年度の自ら評価案件の整理につきましては、食品安全モニターさんの一部を含めて広く募集を、国民のニーズをとらえるというような形で進めてきているところでございますが、これを継続し、なお広げるとともに、過去の案件につきましても、もう一度きちっと拾い上げ、その段階では優先順位が必ずしも高くはなかったということで案件候補とされなかったものも、今の目で見るとどうかということなどを考えていく必要があるのではないかとということがこれまでの審議の中でも出ておりますので、こういったことも踏まえて検討していくというようなことなどが書いてございます。

具体的にどういうふうに案件を絞っていくかということにつきましては、また次回の企画専門調査会で具体的に御検討いただくことになろうかと思っておりますが、ここではそういった方向性を書いているところでございます。

8ページで、中段よりやや上のパラグラフですけれども、「また、自ら評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、ファクトシート、Q & A等による国民への情報提供や、外国政府機関との連携等による情報収集の継続を行うなど、適切な措置を講じる。」ということで、いわゆる自ら評価というものは、これまでかなり定義上狭く言って整理をしておりまして、専門調

査会でそれなりの時間をかけて評価を行うというようなものを自ら評価案件と言っておったわけですが、例えば、今回のカフェインなどがそうでございますが、自ら評価を行うに至らないとされた案件についても、ファクトシートなどで、いわゆる狭い意味での評価ではなくとも情報提供を広く国民に対して行っていく必要があるのではないかなというようなことでございます。

そして、その下の②のところですが、「自ら評価を行うことを決定している案件について、現時点で得ることができる科学的知見等の情報収集に努めるとともに、委員会が委託して行う各種の調査及び研究の結果を適切に活用し、食品健康影響評価の質的向上に努める。その際、リスク管理措置の実現可能性を視野に入れた検討にも努める。」ということで書いてございます。

これまで調査事業や研究事業などを行ってきておりますが、これをもっと明確に評価につなげるというようなことを一つ目指すべきではないかということ。それから、リスク管理措置の実現可能性ということで、評価の言わば出口であります管理措置にどうつなげていくかということについて、もっとはっきりと視野に入れていく必要があるのではないかな。こんなような御意見がこれまで出ているところでございまして、それを整理したものでございます。

その下に書いてありますものは自ら評価、現在行っている案件についての今後の進め方で、食中毒原因微生物の関係、プリオンの関係、鉛、ヒ素、かび毒といったようなものの今後の予定について書いているところでございます。

また、③にございます、「自ら評価の評価結果について、そのプロセスを含め、より一層分かりやすい情報提供を行う。」ということで、これにつきましては自ら評価がどういうものを行っているのかが分かりにくいというような批判もあるところでございますので、こういった情報提供を分かりやすく行うということを書いているところでございます。

それから、4番でございますが、この評価の実施状況のフォローアップということで、これまでも年に2回、評価の結果に基づき講じられる施策を各省から報告を求めて取りまとめているところでございますが、その際、勧告とか意見申出を行う可能性にも配慮しつつ調査をするということを意識的に行うというようなことが書かれてございます。

必ずしも管理機関から状況報告が出て、そのまま何のチェックもなしに委員会が通しているということではこれまでもないわけなんですけれども、必要に応じて勧告や意見申出をもっとすべきではないかという意見もあり、実際にそういったことを行う必要があるものがどのくらいあるかということは個別の判断でございますが、そういった可能性にも配慮していくべきではないかということを書いているところでございます。

次の10ページの上の方にございますように、自ら評価の結果通知時に、例えば、勧告・意見申出などを行った場合には、定期的に報告を受けるというようなこと、あるいは勧告・意見申出など

については、その積極的な活用に向けた考え方の整理を行う必要があるというようなことを書いているところでございます。

その下の5番は、研究事業についてでございます。

研究事業については、この②にございますように、「得られた研究成果については、専門調査会等で食品健康影響評価を行う際の審議、意見交換等に活用する」ということをより明確にするということで記載しているところでございます。

11 ページ以降は、リスクコミュニケーションの関係でございます。

リスクコミュニケーションに関しましては、総論にございますように、消費者庁との関係などを念頭に、科学的な評価の結果やプロセスなどについて分かりやすく説明するというところに重点を置くというようなことを踏まえまして記述をやや書き換えているところでございます。

1 番は、意見交換会の実施ということでございまして、意見交換会、各種のものが行われておりますけれども、これにつきまして、専門調査会の方でガイドラインがまとめられておりますので、これを踏まえて行っていくというようなことが書いてございます。

2 番ですが、情報提供・相談などの実施ということで、これまでもホームページやメールマガジン、パンフレットなどの手法を採っておりますけれども、特に、リスク評価に係る審議状況や評価結果について、より一層分かりやすい情報提供を行うというようなこと。また、評価の考え方、プロセス及び結果をより分かりやすく伝達するというようなことを11 ページの下から12 ページの上の方にかけて書いてあるところでございます。

また、国民の関心の高い評価が行われた際には、国民に対する影響力などを踏まえて、マスメディアや消費者団体など幅広い関係者との間で勉強会や懇談会を行うというようなこと。あるいは取材に対する丁寧な対応というようなことによるマスメディア関係者との連携というようなことも書いてございます。

それから、3 番は、「食品の安全性についての科学的な知識・考え方の普及啓発の実施」ということで、評価や食品の安全性についての正確な理解を広げるための言わばすそ野の部分ということで、こういったものに対する科学的な知識や考え方についての意見交換会などの実施について書いてあるところでございます。

また、4 番は、リスクコミュニケーション育成講座の取扱いでございますけれども、これまでリスクコミュニケーション推進事業ということで地方の関係者とも協力をして人材育成というものを行っているわけですが、これにつきましては、リスクコミュニケーションの育成というものから、その育成講座等により育成してきた人材を支援して、どういうふうに活用していくかということを重点に置いていく形にしております。これは、実は、リスクコミュニケーション推進事

業自体の予算が、地方で行うべきものは地方で行うということから大幅に削減されているということへの対応の意味もございます。

それから、5番で、食品安全モニターの活動、6番で、地方公共団体などとの連携について13ページに書いてございます。

特に6番につきましては、以前は、リスクコミュニケーションに関する事務の調整というものが書かれておりまして、農林水産省や厚生労働省などが行う食品安全に関するリスクコミュニケーションに関する調整事務が食品安全委員会の事務になっていたわけですが、これについては消費者庁の創設に伴いまして、消費者庁の方に権限が移っておりますので、リスクコミュニケーションにつきましては、食品安全委員会が行うものについて積極的に進めていくというような形の記載ぶりに改めているところでございます。

14ページで「第5 緊急の事態への対処」でございます。

従前では、この食品安全関係の緊急時対応については、食品安全委員会が取りまとめを行うということになっておったわけですが、これについても消費者庁の創設に伴いまして、言わば司令塔的な権限につきましては消費者庁に移管されることになりましたので、委員会として緊急時にどういうふうに対応していくかということを中心に計画を立てているところでございます。それで「必要に応じて委員会の緊急時対応の指針の見直しを行う。」と書いております。

また、真ん中辺りでございますが、特に緊急時については情報提供が速やかに行われることが重要であるということから、委員長談話の発表やファクトシート、Q & Aなど、必要性・緊急性の程度に応じた手段を用いて、科学的知見について速やかに公表する。あるいは場合によっては意見申出を行うというようなことについて書かれているところでございます。

その下は「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございまして、情報システムとの関係がございます。

15ページの上のところで、「食品の安全性の確保に関する最新情報についての委員会会合における検討のほか、食品安全総合情報システムへの追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに、登録された情報を基に自ら評価に資する情報の整理分析やファクトシート・ハザード概要シート等の作成・更新を進める。」というようなことが新たに書かれているところでございます。

それから、国際協調の関係、そして、調査事業についての記載が15から16ページに書かれているところでございます。

とりあえず、ざっと御説明をさせていただきました。いろんなことが書いてございますが、本日は全般にわたりましていろいろと御意見をちょうだいできればと考えているところでございます。

以上でございます。

◆早川座長 それでは、ただ今の資料に基づいた御説明の内容あるいは資料の記載事項につきまして、御意見・御質問等がございましたら、どうぞお願いします。

どうぞ。

◆生出専門委員 中身というよりも文章の書き方で少し気になっているところがあるんですが、1ページの3の(1)から(3)と、2ページの②のアとイなのですけれども、わざわざこれを分けて書かなくてはいけないものなののでしょうか。例えば、1ページであれば、(1)から(3)と付けなくて、特に平成22年度から図ることとし、次の事項とずっと続いても構わないような気がするのですが、どうしてこういう分け方を(1)から(3)とか、②のアとイに分けて書いたのか。今まではこういう書き方をされていないと思うのですが、どういうことになったかをお教え願いたいと思います。

◆西村総務課長 これは書き方の工夫なんですけれども、①から④はこれまでの書き方、要するに分野ごとの重点という形で書いているんですが、今回は言わば、そのなお総論的なものを(1)から(3)ということを書いております。

これは、特に消費者庁との関係における、科学に立脚した委員会の役割という、言わば委員会の立ち位置をはっきりさせる必要があるのではないかというような議論がこれまでもいろんなところでございまして、こういったことを言わば総論的に書くためには分野ごとの重点施策として①から④と書く前に、少し科学としつこく書いたりし過ぎるのかもしれませんが、立ち位置をはっきりするというようなことが必要ではないかということで、こんな書き方になっております。ですから、もしかしたら少し重複感があるかもしれませんが、そういった意図でございます。

◆生出専門委員 さらっと見ますと(3)の次に①から④が来ているような誤解を与えないかなと思ったのです。それで、1つの文章にした方がすっきりするのかなと思っていて、意見を言いました。

◆西村総務課長 分かりました。ここは段落を設けるとか、そこは(3)の下に続いていくように見えないように工夫をしたいと思います。

◆早川座長 そうですね。(3)は特に、今、御説明のあったように、消費者庁が設立したという

この関係において、この委員会の先ほど申されたような立ち位置がより明確になったので、そのことを（１）と（２）に加えて（３）として特に書き出したということでありまして、①以降はそうした全体の中でのまた一つひとつの総論というのか、次のことにつながる前文みたいなものになりますので、そこら辺は少し工夫して書いていただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

◆阿南専門委員 今のところですけれども、消費者庁との関係で言いますと、やはり情報が一元化されるというのが消費者庁ができた意味ですので、食の安全に関わる情報も、全部、消費者庁に一元化されるわけです。ですのでその連携をしっかりと取っていかなければいけないと思います。

そして、消費者庁からは一元化した消費者の声を食品安全委員会に適切に伝える、共有する。食品安全委員会は、そうした声をニーズととらえて、ちゃんと適切に対応していく。食品安全委員会は、消費者庁のそういう仕事をちゃんとバックアップしていくという役割があると私は思います。ですから、食品安全委員会は消費者庁とは違うということだけを言うのではなくて、何をするのか、積極的に連携してやっていくということをちゃんと盛り込む必要があるのではないかと思います。

それと、言葉遣いで少し気になりますのは、「消費者など国民」という言葉ですけれども「消費者など国民」というのはどういうことなのか。「消費者など」というのは何でしょうかということをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

◆早川座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

◆西村総務課長 まず、消費者庁とも連携しつつ対応していくということにつきましては阿南専門委員のおっしゃるとおりでございますので、これは後ろの方にも消費者庁との連携というようなことはリスコミの部分にも書いておりますので、これは後で補足説明させていただきたいと思います。情報の収集についての消費者庁との法令上の役割分担なんですけれども、食の安全についての情報収集についても消費者庁が一元的に行うというような整理にはなっていないくて、消費者庁は消費者安全に係る情報を一元的に収集するということになっています。一方、食品安全委員会ができたときに、食の安全に関する情報収集を一元的に食品安全委員会は行うということが規定されておま

して、これについては今回、消費者庁ができて変わっておりません。したがって、食の安全についての情報は引き続き一元的に情報収集をし、必要な関係機関には情報を提供していくというようなことになるわけございまして、したがって、切り口が消費者安全と食の安全とで少し違いますので、必ずしも消費者庁ができたからといって、食の安全に関する情報がその中に全部、傘の下に含まれるというような整理にはなっていないわけございまして。

しかし、もちろん、おっしゃるとおり、両者が別々にやってもいけませんので、きちっと連携して相互に情報を提供し合うというようなことは必要でございまして、例えば、「消費者安全ダイヤル」に提供された情報は定期的に食品安全委員会にも来ておりますし、「食の安全ダイヤル」に入ってきた情報は消費者庁の方にも提供されているということでございまして。

それから、「消費者など国民」という書き方なんですけれども、これはこれまで「国民」という書き方をしておったわけですが、今回、特に消費者庁との関係を意識して整理しているものですから、必ずしも、先ほど阿南専門委員がおっしゃったように、消費者庁は消費者を相手にした仕事であり、食品安全委員会は消費者を相手にしないで科学だけをやるという意味ではなくて、食品安全委員会も消費者を念頭に置いて、きちっと科学的な知見を情報提供していく。あるいは消費者のニーズをきちっととらえていく必要があるというようなことを明らかにするために、「消費者など国民」という書き方に改めているといった形でございまして。

◆早川座長 どうぞ。

◆阿南専門委員 「消費者など国民」というのは、違和感を感じます。「国民」と言えばいいのではないかと思います。消費者庁ができた関係でこの言葉が入ったとしたら、消費者庁も国民を相手にしているわけですから、別にこういうふうにわざわざ分けて書く必要はないのではないかと思います。

それと、先ほどの御説明ですけれども、私はお役所のそれぞれの管轄がここだということを主張するのは全く構わないと思いますし、そこに責任を持ってやるのはいいと思うのですが、国民にとってみれば、いろんな相談とか、食の安全に対する不安とか、そういうことはどこにだって相談するわけですね。食品安全委員会の「食の安全ダイヤル」に相談することもあれば、消費者センターに相談することもあれば、消費者庁の範囲外のところに相談することもあるわけです。そして、いろんな苦情もそこに行くわけです。危害情報だってそこに集まるわけですね。ですから、そういう観点から言いますと、やはり連携することについてはあまりお役所の縦割で切り分けていく発想でなくて取り組んだ方がいいと思います。

◆早川座長 書きぶりとして1つ、この消費者庁との関係において、この委員会の役割を明確にするということはそれでいいと思うんです。後は、明確にしつつ、消費者庁といろんな連携を保ちながらやっていくという部分が総論としてどこかに加わればいいのではないかと、今のお話からしますと思います。

それから、消費者など国民全体ということについては、これは先ほどの連携ということを中心に考えますと「国民」というシンプルな言葉でそれを全体として扱っている。一方、それぞれの役割分担といいますか、そこはしっかりやろう。そういう意味だと思いますので、連携の話と、言葉遣いとして、もし問題がなければ「国民」でもいいのではないかというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

◆西村総務課長 おっしゃるとおりでございます。阿南専門委員の御指摘は私どもがこの案で意図しているものと全く同じでございますので、消費者庁は消費者庁、食品安全委員会は食品安全委員会というつもりは全くございませんので、御趣旨のとおりだと思います。

各論のところでは、13 ページの下の方の各機関との連携というところに消費者庁との連携というものが書いてあるところがございますが、この総論のところでは消費者庁との違いだけが目立ってしまっていて、連携というものが見えないということであれば、その総論のところにも連携という言葉は、今、座長がおっしゃったように、一言付け加えるというようなことにさせていただければと思います。

それから、「消費者など国民」という話については「消費者など」がない方がいいということでしょうか。

◆早川座長 そうですね。「国民」ですべて含まれているのではないかと。そういうことです。この委員会も消費者庁も日本国民のためにやっているというふうにとらえれば、「消費者など」と言いますと、消費者以外の国民はいるのか。極端に言えばそういうことですね。ですから、そういうふうにとらえれば「国民」という言葉一本でもいいのかなと思います。

◆西村総務課長 そのところはもう少し御意見をほかの先生方からいただければと思いますが、ここでの意図は、国民は消費者だけではないということも両方入っていて、食品安全委員会の場合は、消費者のみならず、ほかにもいろいろな関係者の方がいらっしゃいますので、そういった方にも理解をしていただくというような意味で「消費者など国民」という書き方をしてあって、そ

の中で特に、やはり消費者というものを非常に重視するという意味であえて特記しています。

ですので、この「消費者」という言葉を取ることによって、かえって消費者を軽視するというようなことに誤解されないかというようなことがございますので、そこをもう少し御議論いただいて、もし「消費者など」を取った方がいいということであれば取るという整理にさせていただきたいと思いますが、私どもの意図は「消費者など」というものをあえて国民の例として入れることによって消費者を重視するという姿勢を表したいということであつたわけでございます。

◆早川座長 それは最初にありましたように、消費者庁と連携をしっかりとやっていくということが前提になれば、それは消費者の問題で特化した話としては消費者庁がやるんでしょう。けれども、食品安全委員会としては消費者も含んだ国民全体、それから、多分、その中には消費者ではない、非消費者といいますか、企業とか、そういう分け方も無理すればあるんだろうと思いますけれども、それは我々の食品安全委員会自体としては、企業に対してもいろんなメッセージを、リスク評価の結果、あるいはコミュニケーションを発するという部分も含まれていますので、国民一くくりで、私はいいと思いますけれども、ほかの先生方の御意見もお伺いしたいと思います。

先ほど手が挙がっておられましたね。どうぞ。

◆迫専門委員 全体の第1のところの最初の作りの問題だとは思いますが、私自身はこの文章を読ませていただいて、まず1番と2番のところは理念のようなものをうたっていて、そして、3番のところ、先ほど立ち位置をはっきりさせるとおっしゃいましたけれども、総論的な書きぶりがされている。そして、その下の重点のところが、それを実際にどう展開していくかということで具体的な書きぶりになっているんだろう。こんなふうに理解をさせていただきました。

そういう中で(2)と(3)については具体的な重点事業が挙げられているんですが(1)については、これがどちらかというと総論的な書きぶりの中でも理念に近い書きぶりなのか、またはここを具体的に重点として何らかの事業を書き込む必要があるのか。この辺のところが今の御議論の中の確定できない部分ではないのか。

そういう意味からしますと、連携という言葉を加えるとすると、ある部分では前文的な書きぶりになってしまうということと、それから、具体的にどう重点的に動くのか。その連携の部分を実体的に重点事業として書き込むことができるのかどうかというところを1つお伺いしたいと思っております。

それから、「消費者など」という言葉に関しては、消費者とか製造者、それから、流通事業者、様々な方々がいらっしゃいますので、もしこれを入れるのであれば「など」とまとめてしまうので

はなく、冒頭では羅列をした上で「以下『国民』」というふうな書きぶりもあるのではないかと
思っております。

以上でございます。

◆早川座長 今回の御意見は（１）から（３）の次元というんでしょうか、それがやや違うところ
がありますねということが１つかと思います。

後は、言葉に対する御提案をいただいたということですが、この（１）から（３）も確かに、（１）
は「明確化するため」で終わっていて、（２）は「によって」で終わっていてというふうな
ことなので、ここの言葉の書きぶりは先ほどの次元の話と併せてもう少し整理した方が、
括弧でくくるとそれはそれで、その文章の中では１つの事項が終わるというような
気もいたしますので、表現ぶりの整理は必要なのかなと思います。

そういう中で、先ほどの違う次元の話が入っているということで、それはそれでいい
と思うんですが、この中にうまく消費者庁との連携というところをどこかに入れて
いただくというふうな整理を。

どうぞ。

◆佐々木専門委員 恐らく、消費者庁ができたことによって食品安全基本法の内容が
改正されたということと、それから、基本的事項のそれぞれの省庁の役割が
変わったということを頭に入れないと、その後が、理解できない流れになっ
ているような気がします。

ですから、例えば、食品安全委員会は食品安全基本法でというように書いて
しまうと、ずっと前から同じことをやっているような感じがします。昨年、
消費者庁ができることによって食品安全行政においては、それぞれの省庁が
こういう役割を持ち、基本的事項もこういうふうに変更されました。
その中で食品安全行政について、それぞれが連携し、協力するために食
品安全委員会はこのことを計画しますみたいな、大きな法律が変わった
最初の年としての宣言というんでしょうか、立ち位置みたいな総論を最
初に書いた方が、その後のリスコミの強化とかそういうものがはっきり
するのではないかと思います。

この部分については、法律もありますし、文言もあると思いますので、
事務局の方で、もう一度整理をしていただくのがいいのではないかと思
いました。

◆早川座長 今回の件で何かコメントはございますか。

◆西村総務課長 おっしゃることは大変よく分かりますので、連携ということをこの総論の中に入れる形にしまして、それぞれが役割を果たしていくということに組織再編されました、そして、それは当然、連携をしてやっていくということなんだというふうに多少書き込むようなことはできるのではないかと思います。

◆早川座長 食品安全基本法というものは変わったんですか。

◆西村総務課長 食品安全基本法のうち、食品安全委員会の役割に関するものの一部が変わっておりまして、具体的には、リスクコミュニケーションの事務の調整とか、それから、食品安全基本法に基づく基本的事項の策定という、この２つの権限が食品安全委員会の役割の中から削られているということですが、その他の食品安全行政の進め方とか、評価と管理の関係とか、そういった食品安全基本法ができたときの基本的な枠組みについては一切変わっておりません。

◆早川座長 今、佐々木専門委員の方からおっしゃったことと関連して、第１の１と２のことで食品安全委員会の法的な位置付けといいますか、役割が書かれているんですが、文面上は前年度と変わらない形になっていますので、そこは変わっていないがどうなんだという、そこですね。そこは少し書いてほしいということでございましょうか。

◆佐々木専門委員 はい。

◆早川座長 それは事務局の方にお任せするという事でよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

◆阿南専門委員 要するに、所管が変わったわけですね。食品安全基本法そのものの所管が消費者庁に変わったので、そこは肝心だと思います。単に中のあれが移ったとかそういう話ではなくて、そこは外さない方がいいのではないのでしょうか。

◆早川座長 大本は変わっていないんですけども、扱うべきことが、一部、消費者庁の方に移ったという理解でよろしいですか。

◆西村総務課長 食品安全基本法自体は基本法でございますので、1つの役所だけが所管している法律ではなくて、政府全体でこういうふうに取り組んでいくということで、評価機関も管理機関もそれぞれ、それに基づいてやっていくという仕組みでございまして、食品安全基本法の後半に食品安全委員会の役割というものが書かれていて、食品安全委員会は食品安全基本法に基づいて作られているわけですが、そのところで役割が列挙されているものの中で2つの事務、つまり基本的事項とリスコミの調整事務について食品安全委員会の事務からは削られたというようなことになっているだけで、食品安全基本法全体の所管が消費者庁に移ったとか、そういったことでは全然ないわけでございます。

したがって、この1番に書いてあるように、食品安全基本法に基づいて食品安全委員会が事務を行っていくということには何の変わりもないわけですが、先ほどの佐々木専門委員などの御指摘から、このところでそういった、言わば消費者庁ができて、それぞれが新しく役割を果たしていくことになったことに基づいてというようなことが書かれていた方が、今回の(1)から(3)に書いてあるような委員会の役割の明確化の必要性を書く理由が明らかになるというようなことから、そのところについては若干書き加えるというようなことになるのではないかと理解しました。

◆早川座長 そういうことで、それは事務局の方でよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。まず2ページまでの第1のところでは何かございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、3ページ以降の「第2 委員会の運営全般」というものがございしますが、これが少し長いですが、5ページまでございます。この間で何か御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

いかがでございましょうか。今のところはよろしいですか。

次に、「第3 食品健康影響評価の実施」という項がございしますが、これもかなり長いですが、11ページの前半までございます。

どうぞ。

◆山根専門委員 すみません、まず全体を通した感想ですけれども、評価の後のフォローと申しますか、監視の機能のところも積極的な姿勢が明記されていて、そこはとても心強いと感じました。

それと質問なんですけれども、6ページの第3の1の「② 企業からの申請に基づき」というと

ころですが、これは処理期間について特に明記といいますか、書かれたということで、何か新しくなったということではないということですか。ここの説明をもう一度伺えればと思います。

◆早川座長 お願いいたします。

◆西村総務課長 タイムクロックのことですね。この②は、標準処理期間ということでタイムクロック制を導入するというのが今年1月から始まったわけでございます。それで、これはこの企画専門調査会でも御議論いただいた、いわゆる「食品安全委員会の改善に向けて」の中で指摘されたものでございまして、この1月から施行されております。

ただ、この1月から受け付けたものについて適用していくということですので、具体的にまだこの作業を日々やっているわけではございません。それが生じてくるものが平成22年度からでございますので、22年度の計画の中では、この標準処理期間というものをきちっと守って、1年ということになっておりますけれども、1年以内にきちっと処理をするようにやっていきますということを書いてあるということでございます。それは昨年度にはなかったことでございますので、追加したということです。

◆早川座長 これは「(1年)」というふうに書けますか。書かない方がいいですか。

◆西村総務課長 それは書けます。そのようにしたら分かりやすいということであれば、そうさせていただきます。

◆早川座長 ほかにいかがでございましょうか。
どうぞ。

◆渡邊専門委員 恐らく、この中で実際に専門調査会のメンバーは私1人なのではないかと思しますので、専門調査会の実情等の説明をさせていただきます。今までこの自ら評価を行うということは、私はこの食品安全委員会の役目としては非常に重要な役目だと思います。

ただ、その中で自ら評価を行う場合に、いろんな科学的な案件があつて、それに対するデータが十分ではないということは多々にしてあります。その辺のことを国民といいますか、皆さんに理解していただいて、実際、専門調査会がどういう形で、どの程度やっていて、どこが分からないのか。そこが分かるようにするためにはどういうデータが不足なのか。そのデータを補足するためにはど

いう研究をしなければならないのか。その研究をするためには、研究費がどのぐらい必要なのかを知っていただくことが必要なのだと思います。

それで、この委員会が出された先ほどの予算から言いますと、この予算が非常に微々たるものなのです。ここで皆さんに見ていただきますと、この委員会の予算がたった 12 億円です。その中の食品健康影響評価技術研究がたった 3 億円なのです。そこの 3 億円の中に、この専門調査会が全部で 11 あるわけです。そうしますと、おおざっぱに 1 つの専門調査会が約 3,000 万円使用することになるわけですが、その 1 つの専門調査会が相当な案件を持つわけです。そうしますと、そこに科学的な研究成果が今、どのぐらいあって、かつ不足しているのか。その辺の情報を、もっと明らかにしていく必要があると思うのです。

そのために、この委員会が何をしなくてはいけないのか。そして、そのためには予算がどのぐらい必要なのかということ、この企画専門調査会等がバックアップして、食品安全委員会の実質的な活動を上げるために何が必要なのかということ、ここの企画専門調査会が具申することも役目として必要だと思います。ただ、こういうものが問題だというふうなことを言うだけではなくて、それをやるためにはどうすればいいのかを含めて。

それで実際には、この中の専門調査会は、約 200 人以上の本職を別に持つ科学者が臨時的に委嘱されて個々の問題に関しリスク評価を行っているわけです。研究費の問題とあわせて、リスク評価を行う専門の職員を配置するなど今後考えなければならない問題がたくさんあることも事実であり、その辺のことも企画専門調査会の先生方にもご理解しておいていただいた方がよろしいと思います。

この企画専門調査会からのもっとアクティブなアドバイスなりを挙げていただいて、この食品安全委員会のサポートをすべきだと私は常々感じています。実際の専門調査会のメンバーである私がこの様なこと言うのは皆さんからは非客観的に見えるかもしれませんが、現実を分かっていた方が、よりこの企画専門調査会の意味が出てくるのではないかと思いコメント申し上げました。

◆早川座長 ありがとうございます。

先生、そういうふうなことをこの運営計画といいますか、活動の中でどこかに書き込めるようなところはございますか。

◆渡邊専門委員 例えば、研究費のところに今の研究費の額では十分ではないみたいなこともやはり入れていただいた方がよいのではないのでしょうか。これで十分だというふうな形でやれと言われ

ると、多分やる方も大変なのではないかと思います。特に今、いろんな課題が出てきていますので、そういう課題に対しての、科学的な評価をするのがこの委員会ですので、そうすると、やはりデータがないとどうしてもできないわけです。

私は、微生物の調査会の方をやっていますけれども、このデータが不足であるというもののばかりが上がってくるわけです。それで、世界的に見てもなかなかやられていない。特に生物は生き物ですので、非常に詳細なデータを取るというのはなかなか難しい局面もあるわけです。ですから、その辺をどういうふうにサポートしていただくかということも重要なのではないかと思います。

◆早川座長 消費者庁ができて、食品安全委員会としての立ち位置を明確にするという中で、食品安全委員会としての、単に諮問に答えるだけではなくて、自ら評価もしっかりやっていく。そういう路線自体は、方向は間違っていないだろうと思うんですけども、これは政府の機関がほとんどそうであるように、非常に小さな政府でありまして、ほとんどの政府の機関は専門的なことになりまして専門家のボランティアということでやられているわけです。

それで、食品については非常に国民の関心も高いものですから、自ら評価に対する期待もある意味では大きいということではあるんですが、今、先生がおっしゃったように、とはいえ、いろいろ案件を挙げるのはいいけれども、データの問題とか、それを裏付けるデータを出す研究費の問題とか、いろいろエキスパートもまた、当然、時間を評価に取られてしまうというふうなことの実態、経緯を正確に国民の皆様にお伝えして、しかしながら、何とか応援してくださいという趣旨だと思いますので、この運営計画の中にどういうふうなところに今のようなお話を入れられるのかというのは少し事務局でも検討していただく、趣旨としてはよく御理解いただけたと思うんですが、いかがでしょうか。

◆西村総務課長 渡邊先生、どうもありがとうございました。実は私どもが日ごろ本当に感じていることでもございまして、専門調査会の先生方、取り分け、評価系の専門調査会は、専門調査会によっては年に 50 回とかそんな回数をお願いして、特にポジティブリストの関係の評価については案件処理が非常に厳しくスケジュール管理されているというようなこともあるわけでもございまして、それにもかかわらず、実際にはわずかな謝金だけでやっていただいているわけでもございまして、本当に先生方の御努力には感謝申し上げているところでございます。

研究費につきましても、今、研究費をどういうふうに使っているかというのは、この後、情報・緊急時対応課長に補足してもらいたいと思いますが、実は、この 3 億円の研究費というものは、10 ページに書いてございますけれども、公募でテーマを決めているものでございまして、この研究費

自体は評価そのものに使っているというよりも、その評価の前提となるために情報を収集するというような趣旨のものでございまして、評価自体にかかっている予算ではないんです。

ですから、評価自体は、正に先生方への謝金だけでございまして、しかも謝金というものは出てきた時間しか払われませんので、事前に資料を見ていただいて直していただくとかそういったものはすべて、言わばボランティアのような形で行われているという状況でございます。ですから、私どもとしても、この研究費をもっと評価につながるような形で活用したいというようなことが、この 10 ページのところにも書いているようなことでございまして、そういったことによって先生方の負担も軽減できるようにしたいというようなことがあるわけでございます。

具体的にこれをどう書くかということで、この運営計画は「こうしていく」というようなものなので、十分でないという評価を書き込むのは少し難しいかもしれませんが、例えば、限られた研究費を十分に活用していくとか、少しそういったようなことで表現の工夫はしたいと思っておりますし、それから、先生がおっしゃったような、評価のプロセスの中でどういうふうに科学者の方が苦勞してやっつけているかというような経緯、プロセスについても、この評価のプロセスについて丁寧に説明していく情報提供を国民の皆さんにしていくというようなことが、この評価の部分にも書いてございますが、そういった具体的な評価のプロセスをお伝えしていく中で、そういったような御努力についても丁寧に伝えていくようなことができればそういったことをしていきたいというふうにも思っているところでございます。

研究費については補足してください。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それでは、研究事業の推進状況について実態をお話し申し上げたいと思います。

先ほどおっしゃったように、予算はこの額でございますが、中身としては、基本的には研究期間を3か年間としております。そのすだれということで、1年で見れば3分の1の額になります。

公募型ということですので、一般の方からも広く公募をしますが、その公募の目的としては、予算も限られますので、今は評価手法の開発・実用化。これを重要なテーマとして置いております。

具体的に言いますと、例えば、生物系専門調査会でも微生物の評価のガイドラインを策定していただいておりますが、そういったものに資するような研究を進める。そのことによって研究全体の効率化に資するのではないかと考えておりまして、今の研究課題の絞り方というものをその視点で行っております。

また、3か年と申しましたが、毎年度、中間評価をしておりまして、まれではございますけれども、評価の結果、継続する意味がないというものは途中で研究をやめて、ほかのものに重点化する。

そういったことも取り組んでいるということでございます。

幅広く取りながら、また、その中でもターゲットを絞って予算の効率的な執行に努めていきたいと考えております。

◆早川座長 どうぞ。

◆阿南専門委員 今回のことに関係しますけれども、私どもは消費者団体として、食品安全委員会をつくって、それ以来、ずっと食品安全委員会の充実・強化ということをずっと主張し続けています。人材的にも財政的にももっと政府はバックアップすべきであると言ってきていますけれども、なかなか実現しないということですが、やはり国民の食品安全委員会に対する期待が高まると言いますか、よくやっていると思ってもらうか、消費者が不安に思っていることをすぐにやってくれているねという実感が持たれないと、なかなかそれは世論にはならないと思うのです。

私はこうした意味でも、やはり消費者庁ができて、この自ら評価についても、消費者庁にいろんな国民の声が集まりますので、そこから、それでは食品安全委員会に対してこういうことについての見解を求めるとか、こういう評価をしてほしいとかということがどんどん出されてきて、それに対応できるような食品安全委員会という姿が早く実現しないといけないと思っています。

ですので、その観点から言いますと、ここの自ら評価のところも、消費者のニーズを把握し、それに応える評価を推進するということから言えば、やはり消費者庁との連携についてももう少し書き込んだ方がいいのではないかと思います。

以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。

これは結局、自ら評価を始めたときに、渡邊先生がおっしゃったように、とにかくしっかりしたデータがないと、なかなかそれは専門家としては評価を進めていけないということもありますし、それから、評価するスタッフのキャパシティの問題があります。これはボランティアベースでやっておりますので、その問題がある。

さらに、それではデータを集めたいといったときに、それに対する研究の裏付けというんでしょうか、研究費の裏付けと言った方がいいのかもしれませんが、そこが先ほども御指摘があったように、マネジメント機関が課題を抱えている場合ですと、そこは関連するいろんな研究をサポートする形でやられている。一方自ら評価の場合、自ら評価と決まって、それに対してある種の資金投入が評価していくために必要だということに対して、今、研究費の裏付けがどこまであるの

かどうかということについて少し伺いたいんです。

今までの評価手法の開発というものは、もう少し自ら評価、この具体的な例に対しての研究費という意味ではなくて、評価手法ということで3年間かけてやっている。しかも、それは競争型ですので、必ずしも自ら評価の課題とはびたつと重なってはいないわけですね。ですから、ある自ら評価の課題について集中的にやろうとすると、場合によっては自ら評価の課題に対して必要なお金を投入できるといいますか、そういうプラスαがやはり必要なんだろうと思うんです。

それで、今のお金に加えて何かどこからいただけないかという辺りはいかがでしょうか。今の政府の予算の中でなかなか厳しいのは分かっているんですけどもね。

◆酒井情報・緊急時対応課長 データという点でございますが、先ほど、ガイドラインの策定を一つのターゲットにしておりますということを申し上げましたけれども、例えば、カンピロバクターなどについては、評価手法の開発と併せて、実態でどれだけ汚染されているかというのをデータとして集めていただきましたので、その点は微生物の方でも御活用いただいていると思います。

その他の例で言いますと、ノロウイルスなども海の汚染と、カキを介したノロウイルスの感染の関係についてもデータを明らかにしていただいていますので、いろんなところで活用いただいています。

あと、特定の物質とは限らないのだろうと思うんですが、マウスを使った脳の高次機能がどういう影響を受けるかという、そういった手法についても開発していただいておりますので、微量の化学物質の子どもへの影響とかそういったものにその部分は活用できるのではないかとということでございます。

座長御指摘のとおり、自ら評価にピタツとはまるものは必ずしもないのですが、そういったデータは一部で積極的に御活用いただいているというのが実態でございます。

◆早川座長 これから予算の積み増しということで、競争型だけではなくて、自ら評価というものをこれから大きく打ち出していくとすれば、一種の指定型というんでしょうか、そういう評価に決まった案件については、いろんな形の訴えが必要なんでしょうけれども、積み増していくという可能性はありますか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 1つの切り口ですが、運用の仕方についてです。例えば、緊急に必要な研究を進めるために少し予算を保留しておいて、年度途中でもそれに投入するというふうな形の運用ができないかという検討はしたのですが、なかなか実際、会計上の整理という問題の壁がご

ざいまして、今は実現していないという状況でございます。

◆早川座長 少ししつこいようですけれども、消費者庁辺りからもらってくるとか、そういう話は難しいですね。

どうぞ。

◆阿南専門委員 本当に消費者庁の方から、絶対にこれが必要だと言って、それでは、食品安全委員会にお金を付けてやりましょうというふうになると、すごくいいと思います。

この前、『朝日新聞』にも載っていましたが、今、焼き肉屋さんのO157による食中毒が結構大変な事態になっています。去年の8月のステーキ屋さんのときは結構騒いだのに比べ、今回は静かです。厚生労働省も注意喚起もしませんし、ここは消費者庁がやるしかないのではないかと考えているのですけれども、そういうことをアピールしていく。

また食品安全委員会も同様にすぐに消費者への注意喚起とかを出す必要があると思います。それは消費者庁と一緒にすけれども、やはりそういう問題について機敏な、そしてこれが必要だということの打ち出しというのでしょうか、もっと積極的にやらないといけないのではないかと。食品安全委員会がそんなことはできないと言ったら消費者も困るわけです。何とかありませんでしょうか。

◆早川座長 どうぞ。

◆渡邊専門委員 今、阿南専門委員が言われたとおりなのです。昨日、O157についての議論をやりました。それで、何がリスクになっているのか。その辺の科学的なエビデンスを出そう。大体、予想はつくのです。牛の内臓肉、レバーとかそういうものである。ただ、それが本当に原因になっているかということを科学的に証明しないと、批判されたときに耐えられない。そのデータが、今、日本にはないのです。それをどういうふうに作るかということを昨日議論したのです。

◆早川座長 企画専門調査会でそこら辺を大いにエンカレッジしてくださいというのが渡邊専門委員の御提言でありまして、今のような議論の中で、我々は提言しかできないので、後はできる範囲で事務局に何とか努力していただくとか、そういうことですかね。よろしく、できる範囲で頑張っていたきたいということでございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

◆**山崎専門委員** 管理機関に、例えば、リスク評価が遅れたりとか、情報が足りなくて科学的根拠がないからリスク評価ができないというような場合は、管理機関が困るということはないのかと、今、お話を聞きながら単純に思っていてまして、例えば、十分な管理ができないということは国民にといいますか、私たち消費者にとってはとてもマイナスで、かえって不安な部分になってしまうというふうな結果を連携的に持ってしまうことになるのではないかなどと思いながら、今、お話を聞いていました。

ですから、ここで、例えば、管理機関に対する評価の項目がちゃんとできているかどうかという評価をするというような項目が入っていたと思うんですけども、そのこのところをもう少し充実させていただくという、ここに書いてくださいということではないんですけども、きちんと監視できるようにしていただいて、こちらにうまく予算が入るような返り方があるのではないかと。うまく言えないんですが、そう思ったんです。管理が不十分ということはやはり困る。リスクがちゃんと評価できないというのは困るということだと思うんですけども、いかがですか。

◆**早川座長** 今のことにに関して、何かございますか。

◆**西村総務課長** まず、評価に当たりデータが十分でない場合があるというお話については、この6ページの①にございますけれども、この食品安全委員会ができて以来、リスク管理機関から評価要請があったものの処理について、リスク管理機関の方にきちっとしたデータを用意してもらうということは懸案になっておりまして、①のところにございますように、専門調査会での調査審議に必要な追加資料を要求して、そういったものが提出されてから審議をするというようなことを徹底するようにしてきているというようところが1つございます。

それから、評価の結果がどう管理につながっていくかということにつきましては、この9ページの下から10ページの初めのところに書いてございますが、いわゆるモニタリングというようにことで状況把握を行っているところでございます。リスク管理機関から評価を要請してきたものについては、要請してきたわけですから、その評価結果を管理に生かさないでサボっているということはありません一般的にはないわけでございますけれども、ここに書いておりますように、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件とかこういったようなものについては、これまでもフォローはしているわけでございますが、よりきめ細かくフォローして、場合によってはどうなっているんだと、ちゃんと報告を求めるといったようなことも必要ではないかというようなことがここに書かれているところでございます。

なお、予算そのものについてはなかなかよその役所から持ってくるのかというのが難しいわけですが、ニーズに応じて必要な研究をやっていくというようなことにつきましては、この 10 ページの真ん中のところにございますように、食品健康影響評価の一層の適正化に資する研究領域を設定しながら、評価に生かせるような研究費の使い方をするというようなことを今年度以降、特に重点を置いていきたいというようなことで書いているところをございます。これについては親委員会の方でも議論がされて、今年度の研究領域の設定についてはそんな形で進められているところでございます。

今週、また研究運営委員会もございますので、そちらの方にもこういった議論があったということとは紹介して、また活かせるところは活かしていくというようなことになるのではないかと思います。

◆早川座長 関連して、何か御質問・御意見はございますか。

どうぞ。

◆迫専門委員 質問という形になるかどうか分からないんですが、自ら評価の部分が多分、今、予算的には一番問題になってくるのではないかと。先ほど先生がおっしゃったように、予算があつて自ら評価ができるのか、できないのか。その問題が 1 点あるかと思うんです。

この委員会の中では、案件は決めるんだけれども、その予算の総額について、当然、何らかのデータを収集し、研究をし、結論を出してくるに当たっては必要な経費は確実にあるはずなんです、その辺の積算をしたことがあるのか。または、それをどこか別の機関がした上で専門家委員会の方に提案されていくのか。また、その後の執行と結果との整理の部分、経費がなければ当然タイムリーな結果は出てこないということも考えられるわけですので、その辺が制度的にといいいますか、システムのきちんと組み立てられているのかどうかというところを教えていただければと思います。

◆早川座長 よろしく申し上げます。

◆西村総務課長 それでは、予算のことについてももう少し御説明させていただきたいと思います。参考資料 4 に予算の主な項目があるわけですが、12 億円の予算のうち大きな項目としては、この研究と調査とリスコミなどであるわけですが、これを除く部分はいわゆる一般事務経費になっているわけですが。

それで、いわゆる日々、評価系の専門調査会の先生方に評価をお願いしているものについては、実はその直接の経費というものは一般事務経費でありますところの先生方への謝金が直接のものでございまして、実は評価自体にはそれ以外にはあまりお金がかかっていないということになっていて、お金は付いていないんです。

ただ、ここにございますような研究費というものは、食品安全委員会はリスク管理機関と違いまして研究所を持っていませんので、やはり自分でデータを集めるということがなかなかしにくいということから、言わば研究を外注して、外の研究者の御協力を得てデータを集めるということで、この研究費が3億円ばかり計上されているということであるわけでございます。

ただし、これは競争的経費になっておりますので、日々の評価のニーズにどれだけ応えられるようなテーマで研究していただけるかということは課題でございますので、これは今後、こういうことが評価で課題になっていくであろうとか、あるいは今、こういうものが課題になっているというようなものを適切に把握しながら課題を公募していくことが問題になっているというようなことであろうかと思えます。

したがって、評価につきましてはリスク管理機関からの評価のみならず、自ら評価につきましても、それに直接かかる経費は、実は先生方への謝金といいますか、人件費だけでございまして、そういう意味では極めて安上がりにやっている仕組みになってしまっているというようなことでございます。したがって、それを補完する、なるだけ先生方の負担を軽くするために、この研究事業とか調査事業とか、あるいは国際的な情報収集というようなものを有効に使っていく必要があるという形で予算が作られている。こんな形でございます。

◆早川座長 よろしいですか。

◆迫専門委員 ありがとうございます。かなり厳しい状況であるということが、今のお話を伺っただけでも十分分かったと思います。

この辺のところは、質の高い結論を出すためには、やはりこの研究費であつたり、または活動費であつたりという裏付けは当然必要なものだと思います。そういう部分について、平成22年度に動ける話ではないかと思うんですが、新しい組み立て等を今後考えていただければいいのかなと思っております。よろしく願いいたします。

◆早川座長 どうぞ。

◆渡邊専門委員 あまりこういう話を私がここですると手前勝手な話になるのですが、やはり日本は国民の健康の問題に対して使うヒトとお金が少ないように思います。

皆さん御存じだと思いますが、アメリカには食品等の安全性に関わる FDA という研究機関があって、そこにはトータルで、多分 1 万人ぐらいの研究者等がそこに携わっていて、医薬品または食品の承認や安全性の評価それに必要なデータ集めをやっているわけです。アメリカの人口は約 3 億、日本が 1 億 3,000 万人ですから約 2 倍ですが、それでは、日本でそういう研究機関で働いている人が、今、どのぐらいいるかといいますと、国立医薬品食品衛生研究所で恐らく 200 人ですね。あと、国立感染症研究所で 300 人。国立の機関ではそれぐらいです。独法（PMDA）で 500 人ぐらいです。アメリカに太刀打ちできるようなデータ収集と評価は、やはりなかなか難しい状況です。そうしますと、我々もボランティアの 1 人としてこの食品安全委員会に加わっているわけですが、それが日本の現状なのです。

そういうものを打破していかなければ、国民の健康というものが守れない。健康のためにどれだけお金をかけられる国になるかというベースがちゃんとしないといけないのではと思います。

◆早川座長 今、先生がおっしゃったことは全く客観的な事実でありまして、主観的な主張ではないと思います。これは国全体としてどこにお金を、人を配分するかという大きな政策の中での話でもあって、なかなか難しいところはあるんですが、実態としては消費者にもその実態を承知していただいて、その上で、自らの生活のためといいますか、必要なことであればそれは世論として声を上げていくということのためにも、ここが果たしている役割について国民の皆様にそれなりの実態をお伝えしていくということも必要ではないか。そういうような御意見だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

食品安全委員会も大変少ない事務局で御苦労なさっているというのは重々分かっております。そういう実態もまた、今の渡邊専門委員のお話と併せて、そういう面でもコミュニケーションをしていただければいいのかなと思いますけれども、阿南専門委員、何かございますか。

◆阿南専門委員 先ほど言いましたけれども、消費者のニーズを反映したリスク評価という観点から言いますと、消費者庁との連携についても十分に書き込んだ方がいいと思いますので、重ねてお願いします。

◆早川座長 この 11 ページの初めのところまでで、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、「第 4 リスクコミュニケーションの促進」というところがございませうけれども、こ

れもかなりございまして、14 ページの初めごろまでございますが、この辺りで何か御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

◆服部専門参考人 恐らく5年後の見直しのときにも話題になったと思うんですが、積極的な情報発信、食品安全委員会からの例えば、マスメディアに対する情報発信とか、そういうところをもう少し強く打ち出していただけたらという感じがするんですが、いかがでしょうか。

◆早川座長 具体的には、ここら辺をこういうふうな表現でということをおっしゃっていただければもっと分かりやすいかと思います。

◆服部専門参考人 この11ページの2番のところに、「食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の実施」というふうになっているんですが、12ページにもいろいろ、マスメディアとの懇談会を行うことなど、それから、その下に、「取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の維持・充実に努める。」というふうになっているんですけれども、どこに書くかというのは難しいと思うんですが、積極的に食品安全委員会がもっと情報発信をするんだという気構えを入れていただきたいと思うんです。言葉として今すぐ、それでは、どういう言葉遣いがというのは浮かばないんですが、もう一文設けていただけたらという感じがしました。

◆早川座長 それでは、より積極的な情報発信をするというような文言で、そこは事務局で可能ですか。

◆西村総務課長 はい。そのように書き込ませていただきます。

◆早川座長 ほかにいかがでございましょうか。

よろしいですか。

それでは、「第5 緊急の事態への対処」、14 ページでございんですが、ここは短いんですが、ここで何かございましてでしょうか。

よろしいですか。

よろしければ、「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」というものが15 ページの後半までございんですが、ここで何かございましてでしょうか。

どうぞ。

◆阿南専門委員 よく分からないので、この「食品安全総合情報システム」というものが一体どこにあって、どういうものなのか教えてください。データベースなんですか。

◆早川座長 それでは、御説明をいただけますでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 はい。私の方から御説明いたします。

これは基本的事項の中に明確に書いてございまして、おっしゃるとおり、データベースでございます。外にサーバーを借りて、その中に日々データを蓄積しているデータベースで、いろいろなハザードについて、世界中から情報を集めて、それを整理した上で蓄積するという作業をしております。

ホームページの検索の画面が少し目立たないところにあるので、今後改善しようと思っておりますが、こちらから検索が可能でございます。著作権の関係があつて一部公開できないものもございますけれども、基本的には公開できるものはすべて公開するという形で提供しております。是非、検索をしていただければと思います。

ただ、ユーザーが検索がしにくいという話がございましたので、ちょうど5年たって、今回システムを切り替えました。来週から運用を始めたいと思っておりますので、その使い勝手なども御批判いただければと思います。

◆早川座長 よろしいですか。

◆阿南専門委員 普段、活用というのはどういうふうにしているのでしょうか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 例えばハザードで検索しますと、過去にさかのぼって、食安委ができて以来、そのハザードについて、過去、世界中で何があったかというのを一覧で引き出すこともできます。それを見ると各国がどういう対応をしたかも、一部は措置なども入力してありますので、そういった各国の評価や対応状況を確認する。そういう活用の仕方ができると思います。

◆阿南専門委員 要するに、主に海外情報ということですね。

◆酒井情報・緊急時対応課長 基本的には海外ですが、国内の情報も国衛研などで調べられたものとか調査・研究の成果とか、そういったものは入れています。

◆阿南専門委員 ありがとうございます。

◆早川座長 ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

◆佐々木専門委員 今のシステムの件ですけれども、実際には多くの消費者の方にも使っていただきたいような内容に加工されています。普通、海外の文献といいますと英語が多くて、とても読む気がしないんですが、例えば、検索のところに自分が知りたい添加物の毒性はどうなんだろうということで、添加物の名前を入れていただくと、海外や国内のいろんな情報が一覧で出てきますので、私などは非常に仕事に役立たせていただいています。

ただ、今までは本当に使いづらかったんです。それが改善されるということで、早速、来週からまた使ってみたいと思うんですが、やはり宣伝が足りないのでは。例えば、マスメディアの人が記事を書くときには是非あれを読むべきだと、私は思います。記事が出るたびにどうしてこういう記事が出るんだろうと思うようなこともありまして、もっと積極的に普及するということをここにも書いた方がいいのかもしれない。こういうシステムがあるのできちんと普及したいというようなことも書いていただけたらいいかなと思いました。

◆早川座長 ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

◆迫専門委員 違う部分なんですけど、第6の「3 外部の専門家とのネットワークの形成」というところで、昨年度と同じ文章になっているんですが、最後の文言が「着手する」で、昨年着手しているのであれば今年は一歩変えてもいいのではないのかというふうに文言的に思いました。よろしく願いいたします。

◆早川座長 それでは、そこはお願いいたします。
ほかにいかがでしょうか。
どうぞ。

◆**山田専門委員** 実は、私も食品安全総合情報システムを見たことがないので、佐々木専門委員のお話を聞いていて早速帰って見てみようと思ったんですが、現状の利用状況はどれくらいなんですか。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 今、正確に数字はないのですが、活用の範囲ということであれば地方自治体の方とか、あと、企業で品質管理を担当されている方のアクセスが多いようでございます。

そのほか、一般消費者の方にも確かに見ていただきたいんですが、なかなか敷居が高い。その辺は、先ほど申しました検索システム、一般のウェブの検索システムに近いようなものを開発し直しましたので、それを広く国民の方に使っていただければと思います。

◆**早川座長** どうぞ。

◆**佐々木専門委員** 質問ですけれども、第6の1番のところにあります「ファクトシート」と「ハザード概要シート」。これはどういうふうに使い分けをしているんでしょうか。今までですと、ファクトシートの中にもハザードの概要が入っていたような気がするのですが。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 少し専門的な使い分けかもしれませんが、ファクトシートというのは、国際的に見ても、どちらかといいますと、今、分かる情報、ファクトを網羅的に整理するというイメージで言葉を使っております。

それに対して概要シートというものは、若干、情報の欠けはあるかもしれないけれども、あるハザードについてこういうものだということを急いで国民に知らせるための概要だけ、ポイントだけを整理したようなものといった意味での使い分けです。今回、あえてこれを書き加えたのは、従来、ファクトシートということで、あらゆる角度から見て、ほぼ全体を網羅しているだろうという検討をするのに、相当、関係機関とも調整に時間が掛かりまして、出すのがどうしても遅くなるという実態があったものですから、そういったものを乗り越えて、多少のデータの整理の漏れがあったとしても早く出すことを重視して、概要シートということで国民に情報提供しよう。そういった意思の表れでございます。少し言葉が分かりにくいんですが、そういう使い分けをしております。

◆**早川座長** よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、第7で最後でございますが、このところについて何かございますでしょうか。
これは平成21年度が22年度に変わったということだけではありますが、よろしいですか。

それでは、全体を通してまた何かお気づきになった点がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

どうぞ。

◆**山根専門委員** 少し確認したいんですけども、それぞれの場所で連携先をリスク管理機関というものと、関係府省の担当者であったり、関係機関であったり、関係行政機関等という、いろいろな言い方が出てくるんですが、これは一応、明確に区別ができているということでよろしいんですね。

◆**西村総務課長** 一応、そういうつもりで書いてはあります。リスク管理機関と評価機関との関係というものがあって、リスク管理機関以外にも、例えば、地方公共団体とか、リスク管理機関でない行政機関の場合は行政機関とか、そんなふうに書いてあるつもりではありますが、もし、そこは言葉の使い分けが徹底していないところがあるかどうか、もう一回チェックしたいと思います。

◆**早川座長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この食品安全委員会運営計画ということで、平成22年度のものについて御議論いただいたわけでありまして、各委員から幾つかの御意見をいただきました。

整理しますと、第1のところ、新たに設置された消費者庁との関係付けにおいて、役割が食品安全基本法の中でどういうふうに変ったのかというような経緯も含めて、この(1)から(3)、あるいは消費者庁との連携ということも含めて少し整理していただいて修正していただくというのが1つあったかと思っています。

後は字句の問題で、タイムクロックの期間を明確に書くということ。

3点目として、自ら評価の経緯と申しますか、実態をどういうふうに国民に伝えるかということに関して工夫が要るだろう。どういうふうな形でこの中に入れられるかどうかは少し難しいところがあるかもしれませんが、書き込めるところがあれば書き込んでいただくということ。

それから、実態として自ら評価をもう少し活性化できるような方策について書けるべきところがあれば書く。これには消費者庁との連携等々もあるかと思いますが、そういう御意見があったかと思っています。

それから、食品安全委員会からの情報発信についてももう少し積極的に、より強く出すような書きぶりにできないかという御意見もございました。

それから、食品安全総合情報システムの外部への発信、マスコミも含めて、利用をいかに活性化するかというふうなことも少し書いていただければというふうなことでございます。

後は、外部専門家とネットワーク形成のところで少し言葉を修正していただければという御意見もございました。

大体、そんなことであったかと思いますが、漏れているところがあればお願いいたします。

どうぞ。

◆服部専門参考人 先ほどの「消費者など国民」という、その書きぶりは多分、迫専門委員がおっしゃったような形がいいと思うんです。

◆早川座長 もちろん、それは最初の第1のところでの言葉としてございましたので、もし差し支えなければ、それは「国民」ということでよろしいですか。

どうぞ。

◆生出専門委員 少し意味が違うのかもしれないのですが、11ページの第4の1の3行目に「消費者など広く国民」と書いてありますね。この表現は使えないのかなと思ひまして、「消費者など広く国民」という文章を使いますと「消費者」も生きますし、「国民」も生きるのではないかと思ひ付きで思っているのですが、いかがでしょうか。

◆早川座長 どうぞ。

◆服部専門参考人 先ほどから何回か出ているんですけども、食品安全委員会が消費者だけを見ているわけではなくて、食品の製造・生産・流通に関わっている人たちにも非常に大きな役割を果たしていますので、そういった意味で「消費者又は食品の生産・流通関係者」というような形で最初に入れていただいて、後は、「国民」というふうにしてみたらいかがでしょうかと思うんです。

◆早川座長 いかがですか。

よろしいですか。

それでは、食品に関わる関係者を、消費者ももちろん先頭ですが、一応ピックアップしてという

ことの御意見ですね。

よろしいですか。

何か表現として工夫ができればと思いますが、今のことにに関して特に御異論はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 それでは、第1のところと、先ほど御指摘のあった11ページのところは、それとの関連でどういう工夫をした書きぶりにするかというのはあるかと思えますけれども、大体そんなところでよろしゅうございますか。

それでは、今、御指摘いただいた御意見を反映すべきものについては、今日こういうことであるということを申し上げましたので、事務局の方で原案に追加していただくということで修正するということがでいでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。

この件につきましては、企画専門調査会の取りまとめという形で委員会の方に報告させていただきたいと思えますが、その取りまとめ自体は座長と事務局で検討するという事で御一任させていただきたいんですが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、最終的に委員会へ報告いたしますが、その後、どういう扱いになっていくかを御説明いただければと思えます。

◆西村総務課長 どうもありがとうございました。本日、全般にわたりまして、単なる御批判にとどまらず、いろいろ前向きで積極的な御意見をいただきまして、また、具体的な御指摘もいただきましたので、ただ今座長からございましたように、座長の指示を仰ぎまして、これを修正させていただきたいと思えます。大変いいものになったのではないかと思います。

それを、今のところ2月中の食品安全委員会において、この専門調査会で取りまとめていただいた運営計画(案)ということで報告をさせていただき、御審議をいただいて、その後、国民の皆様

からの意見募集を1か月行いまして、それを経て、最終的には食品安全委員会において平成 22 年度運営計画という形で取りまとめていただく。こんな予定になるものと考えております。

◆早川座長 ありがとうございます。ただ今のは平成 22 年度の運営計画ということでございましたが、それに関連して、自ら評価をどういうふうに活発に進めていくかということに関しても、その他についてもいろんな御意見をいただきましたので、それはここには必ずしも明確には書き込めないかもしれませんが、我々としては、その点は心しながら将来に向かって考えていくというふうにしたいと思っております。

それでは、その他の議事として事務局の方で何かございますでしょうか。

◆西村総務課長 特にございません。

◆早川座長 それでは、以上によりまして、本日の議事はすべて終了ということでございますが、次回の日程についてお願いいたします。

◆西村総務課長 次回の企画専門調査会は、本日御審議いただきました平成 22 年度運営計画の中に書いてございますとおり、5月ないし6月ごろに 21 年度の運営状況の報告及び運営計画のフォローアップということを中心に御審議をいただくことになろうかと思っております。

具体的な日程につきましては、また、先生方の御都合をお聞きして調整したいと思っておりますので、具体的な日時が決まりましたら、改めて御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆早川座長 それでは、以上をもちまして、食品安全委員会企画専門調査会第 33 回会合を閉会いたします。

どうも、活発なご議論と貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。